

静 情 審 第 3 8 号

平成27年11月30日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月24日付け静公委相第5322号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第198号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県警察本部長の決定は、妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 平成26年8月12日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示を請求し、同月14日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

2010年12月17日に、静岡県立病院機構が、静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て

- (2) 平成26年8月28日、実施機関は、本件対象公文書を作成又は取得していないため保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年9月24日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月26日、諮問庁は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部の開示を求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報公開における原則公開の規定からも、対象公文書を全部開示すべきである。
- (2) 本件同様に条例の規定に依拠して開示請求をした結果、開示を受けた文書によって静岡県警察が本件開示請求の対象となる情報を取得又は作成したと判明している。
- (3) 懲戒処分等の公表に係る基準によって報道機関に提供された情報であることから、誤って偶発的に情報が公開されたわけでもなければ、報道機関の記者やジャーナリストが独自に取材した結果得られた情報を記事にしたことで公開されたわけでもない。
- (4) 開示請求書に記載したパワーハラスメント（以下「本件パワーハラスメント事案」

という。)に関しては、遺族が実名も顔も公表した上で静岡県庁において記者会見して積極的に情報を公開している。

- (5) 本件パワーハラスメント事案がいわゆる精神障害者の生存権、勤労権、幸福追求権に関するものであることに鑑みて、本件開示請求の情報は全て開示すべきである。
- (6) 本件パワーハラスメント事案の重大性からしても、静岡県立こころの医療センター（以下「センター」という。）に限らず、精神医療施設、さらには広く医療施設・福祉施設等に就職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- (7) 向精神薬等を多剤大量に処方しているセンターにおける本件開示請求の対象となる情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する。
- (8) たとえ、懲戒処分を受けたことは職務の遂行に係る情報でないとしても、警察から事実確認調査や事情聴取を受けたことは、職務の遂行に係る情報に当たる。
- (9) 対象とすべき文書は「刑事訴訟に関する書類」には該当しないため、条例の適用除外とすることは違法である。
- (10) 本件の開示請求を受けて、別に公安委員会が行った決定で特定されている「本件パワーハラスメント事案に係る事件に関する文書」がなぜ含まれないか示すべきである。

#### 4 諮問庁の主張要旨

諮問庁が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件パワーハラスメント事案における行為を懲戒処分の対象となる規律違反に関するものとしてとらえ、本件対象公文書としては、①本件パワーハラスメント事案に関する文書、②本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分に関する文書並びに③本件パワーハラスメント事案及び本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分の報道発表に関する文書を特定したものである。
- (2) 懲戒処分とは、職員に規律違反等の行為があったときにその職員に対する制裁としてなされる処分のことであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項において、静岡県警察職員（以下「警察職員」という。）の懲戒等を行う権限については、実施機関が有するものと解されている。
- (3) 実施機関においては、静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）第17条に基づき、懲戒に関する事務は、警察本部警務部監察課が所掌しており、警察職員に規律違反があると認められるときは、静岡県警察職員の懲戒に関する訓令（平成15年静岡県警察本部訓令第1号）に基づき、首席監察官、監察課長及び監察官（以下「監察官等」という。）が懲戒処分等に係る必要な事務を行う。

- (4) 本件パワーハラスメント事案は、実施機関とは異なる機関で発生したものであり、本件パワーハラスメント事案に係る職員についても他機関の職員であることから、実施機関が懲戒を行う権限はなく、懲戒に係る必要な事務を行うとされる監察官等も本件パワーハラスメント事案に係る原因等を調査する権限はないため、本件パワーハラスメント事案に関する文書を作成することはないことに加え、当該機関からこれに係る報告を受けた事実もないことから、上記①、②及び③について、作成又は取得することはなく、存在しないことは明らかである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件対象公文書について

実施機関は、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て」という開示請求に対し、①本件パワーハラスメント事案に関する文書、②本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分に関する文書及び③本件パワーハラスメント事案及び本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分の報道発表に関する文書を特定した上で、それらの文書を保有していないとして非開示決定を行っている。

審査請求人は、本件の開示請求を受けて公安委員会が行った決定で特定されている「本件パワーハラスメント事案に係る事件に関する文書」がなぜ含まれないか示すべきだとしており、本件対象公文書の範囲について、審査請求人と諮問庁等の理解が異なっているため、この点について検討する。

条例に基づき開示請求を受けた場合、開示請求の対象として特定する公文書の範囲は、開示請求書の記載内容に即して合理的な範囲で幅広くとらえるべきである。

これを本件についてみると、開示請求書の「請求に係る公文書の名称又は内容」欄には具体的な文書名の記載がなく特定の事実に関する文書全てとしているにすぎないが、特定のパワーハラスメント行為が行われた時期及び関係者並びに当該パワーハラスメント行為の関係者に懲戒処分が行われたことなどが明記されていることから、実施機関において、これらの記載内容を基に、関連する項目単位で幅広く特定したものと認められ、その範囲は合理的なものであったといえる。

なお、監察課は警察職員の懲戒等を行う部署であって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が適用されるようないわゆる刑事事件を取り扱う部署ではないことから、「本件パワーハラスメント事案に係る事件に関する文書」を特定していないことも合理的なものであったといえる。

### (2) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 諮問庁は、本件対象公文書の保有の有無について、以下のとおり説明する。

- (ア) 懲戒処分とは、職員に規律違反等の行為があったときにその職員に対する制裁としてなされる処分のことであり、地方公務員法第6条第1項において、警察職員の懲戒等を行う権限については、実施機関が有するものと解されている。
- (イ) 実施機関は、静岡県警察組織規則第17条に基づき、懲戒に関する事務を所掌しており、警察職員に規律違反があると認められるときは、静岡県警察職員の懲戒に関する訓令に基づき、首席監察官、監察課長及び監察官が懲戒処分等に係る必要な事務を行う。
- (ウ) 本件パワーハラスメント事案は実施機関とは異なる機関で発生したものであり、本件パワーハラスメント事案に係る職員についても他機関の職員であることから、実施機関が懲戒を行う権限はなく、懲戒に係る必要な事務を行うとされる監察官等も本件パワーハラスメント事案に係る原因等を調査する権限はないため、①を作成することはない。また、当該機関からこれに係る報告を受けた事実もないことから、上記①、②及び③について、作成又は取得することではなく、存在しないことは明らかである。
- イ 当審査会において、実施機関における分担事務に係る関係規程の提示を受け確認したところ、実施機関の分担事務は諮問庁の主張どおりであり、実施機関において本件対象公文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

なお、審査請求人は、静岡県立病院機構（以下「機構」という。）から開示を受けた文書を示して、実施機関において何らかの文書を保有しているはずだと主張している。

これは、機構に対する開示請求の結果、静岡県警察の関与について機構側で作成した文書を機構が保有していることが判明していることで、それに対応する公文書を実施機関も保有しているとの趣旨の主張であると解されるが、実施機関の分担事務等を踏まえると、実施機関が本件対象公文書を保有していることを裏付けるものとはいえず、上記判断を覆すに足る事情とは認められない。

審査請求人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 26 年 10 月 24 日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
平成 27 年 1 月 23 日	諮問庁の意見書を受け付けた。	
平成 27 年 2 月 20 日	審査請求人の意見書を受け付けた。	
平成 27 年 3 月 23 日	審議	第 282 回
平成 27 年 4 月 21 日	審議	第 283 回
平成 27 年 5 月 29 日	審議	第 284 回
平成 27 年 6 月 22 日	審議	第 285 回
平成 27 年 7 月 24 日	審議	第 286 回
平成 27 年 8 月 28 日	審議	第 287 回
平成 27 年 9 月 28 日	審議	第 288 回
平成 27 年 10 月 26 日	審議	第 289 回
平成 27 年 11 月 30 日	審議、答申	第 290 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 282 回～第 290 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 282 回～第 284 回 第 286 回、第 287 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 290 回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第 285 回～第 290 回
中野 美恵子	静岡大学 教育学部 教授	第 282 回～第 284 回 第 286 回、第 288 回 ～第 290 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 282 回～第 286 回 第 288 回～第 290 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 282 回～第 290 回
山 本 雅 昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 282 回

